

計画作成年度	令和3年度
計画主体	静岡県 清水町

## 清水町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 清水町産業観光課  
所在地 〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1  
電話番号 055-981-8239  
FAX番号 055-976-0249  
メールアドレス chiikisangyou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	静岡県駿東郡清水町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	いも類	3	6
	果樹	1	3
	計	4	9
ニホンジカ	米類	1	1
	計	1	1
ハクビシン	雑穀	1	2
	野菜	1	2
	果樹	1	2
	計	3	6
合計		8	16

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ 町南部にある徳倉山付近での目撃情報が多く、農作物被害の報告がある。</p> <p>②ニホンジカ 町内全域で目撃情報があり、特に狩野川沿いでの目撃情報が多く、農作物被害の報告も多い。</p> <p>③ハクビシン 町内全域で目撃情報がある。農作物被害より家屋侵入等の生活被害の報告が多い。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等) 等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	4a	9	3.6a	8.1
ニホンジカ	1a	1	0.9a	0.9
ハクビシン	3a	6	2.7a	5.4
計	8a	16	7.2a	14.4

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>駿東猟友会清水町支部に有害鳥獣捕獲業務を委託している。</p> <p>イノシシ・ニホンジカが頻繁に目撃される徳倉山・横山一帯で沼津市と合同で有害鳥獣捕獲作業を実施し、被害防止対策を行っている。</p> <p>その他、町が所有するイノシシ・ニホンジカ用箱わな3基、ハクビシン等用箱わな3基を農業者等に貸し出している。</p>	<p>猟友会員の高齢化や会員数の減少により、捕獲の担い手の確保・育成が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>実施していない。</p>	<p>防護柵設置の必要性を検討していく。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

これまで清水町では、被害防止のため鳥獣の目撃情報に基づき捕獲を中心とした対策を講じてきた。今後は以下の事項に取り組み、地域住民が一体となった鳥獣被害対策の啓発を進めていく。

これにより、令和6年度の被害額及び面積を最小限に設定し、継続していくものとする。

- 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化
- 猟友会を含めた捕獲の担い手の確保
- 研修会等による地域住民に対する知識の普及
- 町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会への有害鳥獣捕獲の委託の継続
- 【猟友会の体制】 会長1名、会員17名
- 【委託業務内容】 パトロール、有害鳥獣捕獲及び処理

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・ 沼津市との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・ 捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験情報等の広報等による周知
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握 ・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施 ・ 沼津市との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・ 捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験情報

		等の広報等による周知
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握</li> <li>・農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施</li> <li>・沼津市との共同による有害鳥獣捕獲の実施</li> <li>・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験情報等の広報等による周知</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲計画数について、過去の実績及び被害の傾向からイノシシ7頭、ニホンジカ3頭を計上する。</p> <p>またニホンジカにおいては、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。</p> <p>なおハクビシンは目撃情報が増加しているが、生活被害が多く捕獲実績もないため被害状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面捕獲計画数を設定しない。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	7	7	7
ニホンジカ	3	3	3
ハクビシン	-	-	-

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器及びわな猟による駆除の実施
実施時期：原則毎年度4月1日～3月31日
実施場所：町内の被害地域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 (該当なし)
---------------------------------------

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	対象鳥獣については許可権限移譲済

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	特になし (防護設備の必要性の検討及び要望の集約)	特になし (防護設備の必要性の検討及び要望の集約)	特になし (防護設備の必要性の検討及び要望の集約)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握</li> <li>・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施</li> <li>・ 研修会等による地域住民に対する知識の普及</li> <li>・ 追い払い等必要な措置の検討</li> <li>・ 侵入防止柵の設置の検討</li> <li>・ 町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ</li> </ul>
令和 5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握</li> <li>・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施</li> <li>・ 追い払い等必要な措置の検討</li> <li>・ 侵入防止柵の設置の検討</li> <li>・ 町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ</li> </ul>
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣による被害状況及び生息状況の調査・把握</li> <li>・ 農業者、猟友会、農協、行政間での被害状況等に関する情報の共有化及び被害防止策の検討会の実施</li> <li>・ 研修会等による地域住民に対する知識の普及</li> <li>・ 追い払い等必要な措置の検討</li> <li>・ 侵入防止柵の設置の検討</li> <li>・ 町ホームページや広報等による、継続的な被害防止の啓発活動及び被害発生の情報提供への呼びかけ</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
清水町	有害鳥獣の情報収集、関係機関への周知
静岡県東部農林事務所	清水町に対する指導・助言、鳥獣保護管理員との連絡調整
沼津警察署	住民の安全確保
駿東猟友会清水町支部	有害捕獲活動等に関する取組、意見提言
鳥獣被害地区区長	同報無線による周知

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制

清水町産業観光課 →	{ 静岡県東部農林事務所 → 鳥獣保護管理員 沼津警察署 駿東猟友会清水町支部 鳥獣被害地区区長
------------	---

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、速やかに埋設処分することを原則とするが、学術研究又は関係法令等を遵守した上で利活用する場合はこの限りではない。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣の捕獲数がわずかであるため、食品加工等の利用は検討していないが、民間や近隣市町等から要請があった場合は、内容を精査し協力を検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備した場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	清水町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
清水町	協議会事務局、全体総括
駿東猟友会清水町支部	有害捕獲活動等に関する取組、意見提言
南駿農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供、意見提言

鳥獣被害地区区長	被害状況等の情報提供、対策への協力
----------	-------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害防止、駆除等に関する助言・指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後、被害の増大や高齢化による猟友会の負担が懸念された場合、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・地域住民も含めた協議会等の設置を検討する。  
 ・広域的な対策を講じていくため、東部地域有害鳥獣被害対策連絡会との連携強化を図っていく。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・農業者以外の地域住民への被害防止に関する啓発活動を実施していく。  
 ・有害鳥獣の生息地となりえる耕作放棄地の解消を図っていく。  
 ・防護柵等の正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。